



「就労継続支援 B 型事業（以下「就 B）」とは

当会の事業報告書「2018年度アニュアル・レポート」で、以下のような障害者の地域福祉について触れました。あらためて、障害者の就労支援について考えました。

障害者を対象とする就労系の事業所は、とにかく増えました。障害者支援は、一般就労を頂点とした就労を軸にした地域福祉の展開が始まり、10年が経過しました。「障害者の就労支援とは何か」よりも、「就労事業所に障害者を通所させる」ことが第一義となってしまっているのが実態です。

「就 B」は、最低賃金を守られた一般就労で稼ぐことが難しい障害者が対象となります。就労系の事業所に入る場合には、自分で「就 B」を選ぶにしても、一般就労並に働ける「能力がない」という証明を受けなければならないのです。

「就 B」の事業所で支払われる工賃は、平均して月額3千円から1万円位までが多く、30年前の作業所の時とほとんど金額は変わりません。つまり、1個幾らで請け負う内職のような仕事は、いつの時代も人が出来る個数はほとんど変わらないということです。付加価値を付けて売れるような製品でなければ、工賃を上げることはできません。

では、「就 B」としての障害者に対する就労支援とは何をすることなのでしょう。本来、事業所は、障害者の福祉事業として、「就 B」だからこそその「しごと」を提供できるかが問われるところです。

光風会としては、「就 B」のあり方としてこだわる点は以下の三点です。

まず、事業所が閉じられた場ではなく、障害者が何を作っているのかを分かって取り組める「しごと」であること。その「しごと」を通して、メンバーの活動・参加する場が広がり、そして色々な人に会えることです。

今年の3月、当会の「就 B」として展開する「泉町ギャラリー『窯（YOO）』」では、6回目の「ギャラリー・ユーザー・ミーティング」を、笠間で開催しました。内容は、ユーザーにとっては、各自が立てた目標の振り返りが中心になります。

笠間焼工房「陽（yoo）」のサテライト事業所として、水戸市街地に出店して6年。

障害者が街に出る支援になっているのか。

スタッフ側としては、「就 B」のあり方の点検です。

（編集子）



ミーティングの後に撮った
写真掲載

第6回 ギャラリー・ユーザー・ミーティング

月日時：2021年3月19日（金）

13：00～14：30（13：40～13：50 休憩）

場 所：笠間ポレポレルーム 1-3

参加者：ユーザー8名（欠席者：2名）

スタッフ2名